

まもるくん Flat K 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービス＆ソリューション株式会社(以下「Dss」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOLANTE株式会社(以下「SWT」といいます)、Dss及びYTCと併せて「サービス提供者」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものであります。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定 義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。なお、次で定義される用語のうち保証限度額(13)に定義します)は、消費税を含めた金額とします。

1) 登録機器:サービス提供者が本保証を提供するPC等の機器で以下の条件とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定外の機器については本保証の対象となりません。

① PC本体とディスプレイのセット販売又はPC本体と別売ディスプレイについて本保証に同時加入した場合は、ディスプレイを標準付属品とみなしてセットの登録機器とします。

② 前述のディスプレイの大きさは、30型程度であることを要します。

③ サービス提供者の定める機器において、PC本体と同一メーカーのキーボード・ペンをセットで購入した場合は、キーボード・ペ

ンを標準付属品とみなしてセットの登録機器とします。

2) 本保証:本保証期間(8)に定義します)中登録機器の「自然故障」(9)に定義します)又は物損(10)に定義します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が該当故障の修理(以下「修理保証」といいます)又は代替品(6)に定義します)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することとします。

3) お客様:本保証の提供を受ける目的で本規程に同意した者をいいます。

4) 保証書:本保証の加入明細をいいます。

5) 修理依頼書:登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。

6) 替代品:サービス提供者の登録機器に同様性能をもつて判断した製品をいいます。

7) メーカー:登録機器のメーカーが登録機器に対する保証をいい期間はメーカーの定めに準じます。

8) 保証期間:本保証をサービス提供者に実施する期間をいいます。

9) 自然故障:登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障(以下「メーカー責任故障」といいます)のうち、「[1.(保証の対象とならない場合)]に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するものとします)、以下同じ)によるメーカー責任故障該当性の診断及び「[1.(保証の対象とならない場合)]の規定に基づき自然故障該当性を判断するものとします。

10) 物損:破損、水濡れ、火災、落雷等の偶然の事故により登録機器に生じた故障をいいます。サービス提供者は、「[1.(保証の対象とならない場合)]の規定に基づき物損該当性を判断するものとします。

11) 全般:自然故障(物損)の見積修理代金(12)に定義します)が保証限度額(13)に定義します)を超過する故障をいいます。

12) 見積修理代金:お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、該修理による費用としてサービス提供者が算定のうえお客様に提示する金額をいいます。

13) 保証限度額:本保証実施期間において修理費用の限度額をいい、保証上限額が保証限度額となります。

14) 保証上限額:保証書の保証上限額に記載した金額をいいます。但し、物損の保証が履行された場合には、物損の修理保証にかかる累積費用を保証上限額から差し引いた金額が保証限度額となります。

15) 引取修理:登録機器に故障が発生した場合に、サービス提供者が指定期間の送達会社を用いて製品を回収し、修理委託先が修理を行うことをい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定するものとします。

16) 出張修理:登録機器に故障が発生した場合に、修理委託先が登録機器を設置する場所に訪問し、修理を行うことをいい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

2.(延長保証登録の手続き)

1) 本保証をご利用いただくには、延長保証登録申請方法に従い、本保証購入日から30日以内に保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来る「ユーザー」として登録の上、お客様に書面若しくは電磁的方法にて「保証書」を送付いたします。(保証書)の送付もあって、サービス提供者お客様にて本保証をご利用となります。

2) 保証情報の登録をサービス提供者にて一括で行う場合、修理情報及びユーザー同意書の提出を怠ることとします。

3) サービス提供者は、保証情報登録の内容が以下に該当する場合、「ユーザー」として登録を承諾しない場合がございます。この場合、サービス提供者は保証情報登録がされたことを確認してから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。

① お客様が存在しない、あるいは偽名を使用的している場合。

② お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。

4) 本保証購入日から30日以内に、本条1)で定める保証情報登録の内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用いただけない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

3.(保証内容)

1) 保証期間は、登録機器の引渡日から起算して、保証書に記載された保証終了日までの期間とします。但し、メーカー保証を適用できる場合は、本保証は免除とします。

2) 保証期間中に登録機器に「自然故障」若しくは「物損」が生じた場合は、本規程末尾記載の「お客様窓口」に連絡いただき、サービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無償で修理いたします。依頼の際、記録媒体、メーカー純正でない部品及び附加料は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を保証書と修理依頼書と共にサービス提供者に修理依頼書と共に提出ください。登録機器にこれらが記録又は付加された場合には、サービス提供者はこれらの記録媒体、部品及び附加料には一切責任を負いません。

3) 登録機器が、修理引取修理対象製品の場合、往復の送料は本保証に含まれます。また、登録機器が出張修理対象製品の場合、出張費用は本保証に含まれます。

4) 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担いただける場合は修理を承りますが、この場合には当該修理事務をもって本保証が終了となります。代替品の提供はありません。

5) 本保証の範囲は本条で定める通りであり、登録機器に対する本保証に関連しないサービスの提供やサポート代行サービスではありません。修理依頼の際に生じるお問い合わせの内容によっては、お客様自身でメーカー等へ直接問い合わせ等をいただく必要があります。

4.(修理の依頼)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の10時から19時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理の依頼)

1) 本保証に基づき自然故障又は物損の修理を依頼される場合は、「[3.(保証内容)]」の2) 所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。

2) 登録機器に「物損」での「火災」による損害が発生した場合には、被害発生場所の管轄の消防署に連絡いただき、「罹災証明書」を受領してください。

3) 前項の罹災証明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合には、本保証の提供を出来かねますので、ご了承ください。

4) サービス提供者は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものとし、お客様はこれを認め承諾するものとします。

5) メーカーが保証期間内に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障時は「お客様窓口」にて修理依頼を行なうことができます。この場合、登録機器の往復料金はサービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件で対象外となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる費用はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

1) 修理に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下同じ)の管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自分でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記憶装置のデータのうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。

2) サービス提供者は必要と判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ等」という)の消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータ等の消去、損失、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

3) お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(代替品の提供)

登録機器に自然故障又は物損が発生し、かつ修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理保証に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて各自購入した部品をもつて引き替えていただきます。お客様が本保証の購入価格と保証限度額の差額などを差し引いた金額が、代替品の購入価格等については、お客様のご負担となります。なお、これら所定の費用をお客様がご負担いただけない場合には代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は所定の条件で修理依頼のあった登録機器をお客様に返却いたしましたが、お客様の愛用相手などわざを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8.(代替品への保証について)

1) 前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されません。

2) 替代品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し機種又は品名、品番その他の指定を怠ることとします。

3) 前条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、登録機器の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、修理対象修理対象製品の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

9.(失効)

次の場合、本保証は失効するものとします。

1) 保証期間が終了した場合。

2) 「[7.(代替品の提供)]」に基づき代替品が提供された場合。

3) お客様が保証期間終了前に第三者に登録機器を譲り、又は譲渡したとき。

4) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことができず(事業継続等により、メーカーと同水準、同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供したとき(代替品の提供については、前条の規定を適用するものとします)。

5) お客様が登録機器の所有権を譲り、又は譲渡したとき。

6) メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行うことができず(事業継続等により、メーカーと同水準、同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供したとき(代替品の提供については、前条の規定を準用します)。

10.(通知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新商品のものとします。以下同じ)がメーカー又は販売店から提供された場合は、「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号等の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

11.(保証の対象とならない場合)

直接、間接に関わらず、以下の内容については本保証の対象外とします。なお以下の内容に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

1) 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事態又は暴動による登録機器に生じた故障又は損害。

2) 地震・台風・噴火・津波・水害その他の自然災害、又はガス爆・毒ガス・公害等により登録機器に生じた故障又は損害。

3) 登録機器の自然の消耗、腐敗、さび、かび、むれ、腐食、変質、変色、その他の類似の事由、又はねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。

4) 「[1.(定義)]」の1)に基づく登録機器を除く、登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、ケーブル類・マウス・タッチペン等の付属品、ア

ケサセリーカー導入後追加された部品(拡張カード/拡張メモリー等)及びバッテリー・電池、ねじ類、電球類等の消耗品、その他特にサービス提供者が定めた対象外製品(消耗品)の故障又は損害、若しくはこれらに起因する登録機器の故障又は損害。

5) 登録機器のバッテリーが過充電等により膨張している場合、バッテリー膨張による故障又は損害。

6) 登録機器が格納されたソフトウェアのバグ、コンピュータウイルス等による故障又は損害、又4)で記載する製品又は部品のインストール・設定時のユーティリティ障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害。

7) 登録機器の表示装置(パネル及びバックライト)の経年による劣化・輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等。

8) お客様の登録機器の不適な使用による故障又は損害。

9) 核燃料物質(使用済料を含みます)による汚染等による故障又は損害。

10) 地震変動又は地盤沈下による故障又は損害。

11) 登録機器の故障又は損害が発生した際の接続機器(ソフトウェアを含みます)に生じた故障又は損害。

12) 登録機器の使用上支障のない外観の破損、汚れ、形状の出ない不良等。

13) 登録機器が改修されたらサービス提供者が判断した場合。

14) 登録機器の仕様又はソフトウェアのプログラムによる故障又は損害。

15) 登録機器を日本国外に持ち出された場合の国際外からの修理保証依頼。

16) 登録機器の売却・譲り受け、没収、破壊等又は公団の公権力の行使によって生じた故障又は損害。

17) 登録機器の盗難・紛失による故障又は損害。

18) お客様が本保証以外で修理を行った場合。

19) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。

20) メーカーが登録機器のコントローラーを修理した場合の修理費。

21) 修理費に必要な事務手数料の記入がない場合、あるいは字書き換えられたか、書き加えられた場合。

22) 物損による「火災」による損害である場合に、罹災証明が確認出来ない場合。

23) 登録機器の運送にかかる費用として自動的に付与される保証書以外の他の保証書(メーカー保証書を含む)又は保険を用いて修理又は保証が可能な場合及び損害の場合。

24) 保証期間が終了した後(全損による本保証の失効を含む)に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。

25) 登録機器の部品交換を伴わない調整又は手直しを行った場合。

26) メーカーが登録機器のコントローラーの修理又は手直しを行った場合の修理費。

27) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡)を含みます。

28) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた登録機器その他の財物の損害(逸失利益等の間接損害・経済損害)。

29) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

30) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

31) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

32) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

33) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

34) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

35) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

36) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

37) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

38) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

39) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

40) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

41) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

42) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

43) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

44) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

45) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

46) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

47) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

48) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

49) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

50) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

51) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

52) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

53) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

54) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

55) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

56) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

57) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

58) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

59) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

60) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

61) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

62) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

63) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

64) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

65) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

66) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

67) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

68) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

69) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

70) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

71) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

72) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

73) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

74) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

75) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

76) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

77) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

78) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

79) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

80) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

81) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

82) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

83) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

84) 修理の結果、登録機器が正常に機能しない場合。

85) 修理の結果、登録機器が